

2018 京都大学キャリアフォーラム実施要項

第1章

(趣旨)

第1条 本実施要項は、京都大学キャリアフォーラム規程（以下、「規程」という。）第8条の定めに基づき、センターと、国立大学法人京都大学との間で「2018 京都大学キャリアフォーラム」の参加にかかる契約（以下「本契約」という。）を締結する事業者とが、本契約の下でフォーラムを実施するに当たって必要な事項を定める。

なお、本実施要項における用語の定義は、規程の定めに基づきすることとする。

(本契約の成立、及び本実施要項への同意)

第2条 フォーラムへの参加を希望する事業者は、別に定める開催要領の内容を確認の上で、書面、電子メール又はセンターが別に案内する申込フォームにて本契約への申込を行う。

- 2 本契約は、前項に基づき申込を行った事業者に対して、センター長が出展の承諾の意思を通知することによって成立する。
- 3 出展者は、本契約に基づき、フォーラム終了後、本学の指定する方法により規程別表に定める参加料を支払わなければならない。
- 4 出展者等は、本条第1項の参加申込を行った時点で、本実施要項に同意したものとする。

(参加料の支払、キャンセル料等)

第3条 出展者等は、本契約が成立し、センター長から前条第2項に定める通知を受け取った後において出展を辞退する場合には、センター長に対して速やかに出展辞退の旨を通知することとする。

- 2 前項に定める通知が遅滞したことによりセンターに損害が生じた場合は、当該出展者等は、それによってセンターに生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 2018年2月1日以降に出展者等から参加辞退の申し出があった場合には、出展者等はキャンセル料として参加料相当額をセンターに支払わなければならない。

第2章

(センターからの貸与物等)

第4条 参加料には、次の各号に掲げるものの使用（貸与）料が含まれる。

- (1) システム基礎パネル（バック、間仕切り）
- (2) ブース番号札
- (3) 社名板
- (4) 机

(5) 椅子

- 2 出展者は、本契約の成立後にセンターより連絡するサポートページを予め確認し、会場の設備等を踏まえて、各自の判断と責任において出展に必要なものを持参することとする。

(ブース割当て)

第5条 ブース位置、ブース番号は、会場構成等を勘案してセンターにて調整決定し、当日会場の参加受付にて知らせることとする。なお、ブース位置、ブース番号は当日より前に決定した場合には、事前に出展者等に開示することがある。

- 2 出展者は、ブース位置、ブース番号、ブース形態を当日変更することはできない。

(ブース等の保護管理)

第6条 出展者は、センターより割り当てられたブース（以下、「自社ブース」と呼ぶ）に関し、搬入から撤去が完了するまでの間、出展物等（出展者の意思において会場外から会場に持ち込んだ一切の物を含む。以下同じ。）の保護及び管理の責任を負う。

- 2 出展者は、出展物等について、必要に応じて保険を付す等のリスク回避のための適切な措置をとることとする。

(展示および施工)

第7条 出展者は、展示装飾の計画、施工にあたっては、全出展者の展示や会場全体の構成をも考慮のうえで、会場全体の見通しを妨げないことなど、他の出展者及び来場者の迷惑にならないように配慮することとする。

- 2 装飾物は自社ブース内だけに施行し、十分に安全性を確保しなければならない。また、展示装飾の作業も全て、自社ブース内で行うこととする。

ただし、自社ブース内であっても、いかなる床面工事もしてはならない。

- 3 出展者は、会場の柱や壁など建屋設備に損傷を与えてはならず、また機材、物品をつりさげてはならない。万一の損傷による会場設備修復の費用は、当該損傷を与えた出展者の負担とする。

(電気・通信回線の設置、供給)

第8条 自社ブース内への電気供給時間は、原則として、開催期間中の搬入開始時から撤去完了時までとする。

- 2 開催期間中、電源スイッチの操作はセンター側スタッフが行うこととする。
- 3 出展者は、持ち込みの電気製品、電気を使用する製品において、設置、施工の際は、特に火災事故の防止に努め、身体および財物の損傷その他の電気事故防止に、万全の注意を払うこととする。

- 4 出展者は、会場内での通信による情報の流出などに関して、自己の責任で細心の注意を払うこととする。

(会場内の安全の確保及び災害の予防等)

第9条 出展者は、搬入から撤去にいたるまで、事故のないよう十分注意することとする。

- 2 出展者の各関係者は、会場内の保全のために、搬入、撤去、装飾施工の際も、会場内では必ず指定のID証を着用することとする。
- 3 出展者は、学生等の安全のために適切な事故防止策を講じなければならない。センターが危険と認めた場合は、出展者に対して必要な対策を要請し、出展方法や内容の制限または中止を求めることがある。
- 4 会場内は、開催期間中に限らず、終日禁煙とする。喫煙は、センターにより指定された場所でおこなう。
- 5 出展者は、通路、非常口、屋内消火栓、その他消火作業の障害となる場所に、装飾をしてはならず、また、車両、材料、廃材、搬入物を集積してはならない。
- 6 出展者が展示、装飾に使用する材料は、消防法の規定に準拠するものを使用することとする。
- 7 出展者の行為により事故や火災等が発生した場合は、当該出展者の責任において損害賠償その他関係者との紛争を解決するものとする。
- 8 出展者は搬入、開催期間、撤去の各期間を通してセンターからの貸与品及び出展物等に関する盗難に十分注意することとする。
- 9 事故や盗難等の事件が発生した場合は、出展者は直ちに必要な措置をとるとともに、遅滞なくセンターに届け出ることとする。

(開催期間中の出展者の義務・禁止事項等)

第10条 出展者一社あたりの関係者来場人数は、センターが上限を設定する。

- 2 出展者は、以下の各号の掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 自社ブースを譲渡、転貸、交換すること
 - (2) 理由の如何を問わず、出展物、装飾物などあらゆるものを販売すること
 - (3) 自社ブース外において、学生等の誘引、アンケート、チラシ、景品の配布等これに類する行為をすること
 - (4) 自社ブース内外を問わず、金品、セールスプロモーション等の配布をすること
 - (5) 自社ブース周辺通路に故意に学生等を大量に滞留するような行為をすること
 - (6) 自社ブース外に、物品をおくこと
 - (7) 会場内において、事前に許可されたスタッフ以外の者が写真、動画の撮影をすること(自社ブース内を撮影対象とする場合を除く。ただし、自社ブース内であっても出展者は個人の写真、動画などを撮影するときは、当該個人の同意を得なければならない)

らない)

- (8) 飲食物を配布する行為、極端に大きな音を出す行為および会場内を汚す行為
 - (9) 会場内での食事（飲料の摂取を除く）
 - (10) 会場内へ火器、危険物を持ち込むこと
 - (11) センターが設置したバックパネル、間仕切り、看板などを許可なく移動すること
（なお、バックパネル、間仕切りは各社ブースの境界と側面に設置する）
 - (12) 生き物を持ち込むこと
 - (13) 第1号から第12号に定める事項のほか、他の出展者や来場する学生等にとっての一切の迷惑行為
- 3 出展者において、前項に違反する行為が認められた場合には、センターから当該出展者に対して改善措置を命じることがある。かかる命令を受けた出展者において改善が見受けられないときは、センターは当該出展者関係者を退場処分とすることがある。

（開催期間終了後の清掃）

第11条 自社ブース内の清掃は出展者の責任とする。

- 2 出展者は、撤去の際、自社ブース内に残材（印刷物、梱包物など）や廃棄物を含んだ一切の残置物（センターから貸与された物品を除く）のないように清掃し、搬入前の原状に回復しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、開催期間終了時点における一切の残置物は、廃棄物としてセンターやその委託をうけた第三者が処理することができる。残置物の処理に特段の費用を要した場合は、開催期間終了後、センターより当該出展者に対して処理に要した費用を請求することがある。また、残置物によっては、引き取れない（センターでは処理できない）場合があり、その場合には、当該出展者宛に着払いで送り返すことがある。
- 4 前項に定めるいずれの場合も、当該出展者は、センターからの請求に応じた費用の支払い、または着払いによる郵送の受領を遅滞なく履行しなければならない。
- 5 出展者は、環境保護の観点から廃棄物の削減に協力することとする。

第3章

（不可抗力等による開催中止等）

- 第12条 天災地変、暴動、テロ、ストライキ、ロックアウト、政府機関の介入、大規模停電、輸送機関・通信回線の事故その他主催者の責めに帰することができない不可抗力等やむを得ない事情が発生した場合、フォーラムの開催日若しくは開催時間の変更または中止を行うことがある。
- 2 当該変更または中止を理由として、出展者等は本契約の取消、解約、及び参加料の返金請求を行うことはできない。

(主催者の免責)

第13条 主催者（センター及び本学。以下同じ。）は、本契約及び本実施要項に基づく主催者の債務の履行並びにフォーラムへの参加に関して出展者等に生じた損害について、主催者の故意または重大な過失による損害であることが明白な場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

2 主催者は、天災地変、暴動、テロ、ストライキ、ロックアウト、政府機関の介入、大規模停電、輸送機関・通信回線の事故その他主催者の責めに帰することができない不可抗力等やむを得ない事情により出展者等に生じた損害、及び出展者の自社ブース内における事故による損傷、紛失、火災、盗難などの損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 主催者は、出展者等と学生その他第三者との間に生じた一切のトラブルについて、一切の責任を負わない。ただし、主催者は、開催期間中に発生したトラブルについては、会場の保全のため、制止そのほか必要な措置をとることがある。

(反社会的勢力の排除)

第14条 主催者及び出展者等は、自己または自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。また、相手方が同各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく本契約を解除することができ、相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しない。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）

(2) 暴力団員等が経営を支配、あるいは実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 主催者及び出展者等は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。また、相手方が同各号のいずれかに該当する行為を行った場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しない。

- (1) 脅迫的な言動、または暴力を用いた要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (4) その他前各号に準ずる行為

(実施要項の変更)

- 第15条 本実施要項は、開催期間の1か月前（開催期間初日を含み起算する）までは、主催者において必要に応じて改訂することができる。
- 2 主催者は、前項の規定にもとづき実施要項の改訂を行った場合には、速やかに出展者等に通知する。
 - 3 前項の通知がなされた場合において、通知された実施要項の改訂の内容のうち、出展者等に対して新たに義務を負わせる事項については、出展者等は通知を受けた日から2週間以内に限り、センターに対して、改訂に承諾しない旨の申立を行うことができる。
 - 4 前項にもとづく申立は、出展者等による主催者に対する解約申入れとみなす。この場合、キャンセル料に関する本実施要項第3条第3項は適用しない。

(センターへの報告・相談)

- 第16条 展示、施工、その他開催全般にあたって不詳の点や問題点等が発生した場合には、出展者等は、遅滞なくセンターに報告、相談することとする。

(個人情報の取り扱い)

- 第17条 出展者による個人情報の収集にあたっては、対象となる個人に対して、収集する情報の使用目的を事前に明らかにし、当該個人の下承を得たうえで行うこととする。
- 2 収集した個人情報は、個人情報保護法その他の法令にのっとり、出展者において適切に管理することとする。
 - 3 主催者は、出展者の代行としての個人情報の収集や、会場から出展者拠点へと収集した情報を送付する代行などは一切行わない。個人情報の収集・管理上の問題が発生した場合は、出展者が一切の責任を負うこととする。

以上

2017年9月22日
京都大学学生総合支援センター
キャリアサポートルーム